令和8年11月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和8年11月4日
（２）事業者の氏名又は名称	武蔵モビリティサービス株式会社（法人番号：7012701001599）　代表者　長谷川　俊
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都東村山市久米川町5-28-12 （本社営業所）　東京都東村山市久米川町5-28-12
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和8年7月28日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)